

鳥取県告示第539号

平成8年鳥取県告示第251号（漁業経営維持安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。

平成19年6月20日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成19年6月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前								
鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則（昭和51年鳥取県規則第69号） <u>第2条第3項第1号及び第6条</u> の規定に基づき、漁業経営維持安定資金の貸付利率及び利子補給率を次のとおり定める。 <table border="1"><tr><td>貸付利率</td><td>利子補給率</td></tr><tr><td>年2.0パーセント</td><td>略</td></tr></table>	貸付利率	利子補給率	年2.0パーセント	略	鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則（昭和51年11月鳥取県規則第69号） <u>第2条第1号及び第4条</u> の規定に基づき、漁業経営維持安定資金の貸付利率及び利子補給率を次のとおり定める。 <table border="1"><tr><td>貸付利率</td><td>利子補給率</td></tr><tr><td>年1.9パーセント</td><td>略</td></tr></table>	貸付利率	利子補給率	年1.9パーセント	略
貸付利率	利子補給率								
年2.0パーセント	略								
貸付利率	利子補給率								
年1.9パーセント	略								